

公益財団法人 日本サッカー協会  
2021 年度 第 4 回理事会

2021 年 4 月 8 日

決議事項

1. 加盟団体に対する指導助言等の権限の明確化（加盟団体規則等の改正）の件

（決議）資料 1①②③

本協会の中期経営計画の一つとして掲げている「加盟団体を含むガバナンス・コンプライアンス強化」の実現、また、統括団体が加盟団体に対して積極的に指導助言等を求めている「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）」への対応を目的に加盟団体規則において下記の通り、本協会の権限等を明記したい。併せて関連規則を改正したい。

1. 加盟団体規則の改正

下記条項を追加する。

（1）指導助言

本協会は、必要な場合に加盟団体に対して組織運営等について必要な指導助言ができる。

（2）調査

本協会は、適正な組織運営を確保するために必要な場合に加盟団体に対して説明を求めたり、帳簿類の調査等ができる。

（3）処分

①本協会は、加盟団体が以下のいずれかに該当した場合は、処分を行うことができる。

- a. 加盟団体が組織運営等に関して JFA の規則や規範等に違反したとき
- b. 加盟団体の組織運営等に適正を欠いたとき
- c. 加盟団体が JFA の指導助言・調査に協力しなかったとき

②処分の種類

- a. 勧告（是正・改善や改善計画書の提出）
- b. 補助金の全部または一部の支給停止又は減額
- c. 加盟団体資格の停止（一定期間、加盟団体としての権限等の全部又は一部を停止）

③処分手続き

本協会事務局が必要に応じて外部専門家と協働して調査を行い、処分案を作成する。その際、加盟団体に弁明の機会を設ける。

④処分の決定

資格停止処分を除いて理事会決議とする。資格停止処分については、発効前に評議員会の承認を要するが、緊急を要する場合に限り、直近の評議員会の開催日までの間、理事会の決議によって当該処分を発効できる。

2. 懲罰規程の改正

加盟団体に対する懲罰の種類として定められている「一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止」および「除名」を削除する。

（改正理由）

加盟団体規則の改正に関連して、加盟団体に対する理事会による処分と司法機関による懲罰の区分けについて FIFA 制度との整合を含めて検討した。その結果、司法機関による懲罰の種類として定められている「一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停

止」（資格停止）と「除名」については、原則として評議員会にのみ権限を持たせることとし、懲罰規程から削除する。

### 3. 和解あっせんに関する規則

和解あっせん手続きの対象事由を定めた第6条第2号について、「本規則及びこれに附随する諸規程に関する権利・義務に関する紛争」とあるところ、「本協会の各種規則等に関する権利・義務に関する紛争」に改正する。

（改正理由）

和解あっせん手続きの対象は、「本規則（和解あっせんに関する規則）」に限らないため、訂正する。

以上